

登記識別情報通知書の様式変更

平成27年2月23日から順次登記識別情報通知書の様式が変更されます。

登記識別情報通知書とは、いわゆる『権利証』と呼ばれるもので、不動産登記申請により登記簿に名前が記載された際に発行されるものです。

従来の様式では、登記識別情報という12桁のパスワードが目隠しシールで隠されていましたが、新様式ではミシン目の付いた折り込み方式に変更されます。

また、パスワードに加えパスワードをQRコードにしたものも通知されます。

機器が整備された登記所から順次新様式に変わっていくとのことです。

【新様式のイメージ】



(司法書士 小司隆信)

高齢者の財産管理ご自身で大丈夫？

高齢のため財産管理ができなくなることがよくあります。

ア. 預貯金や株式など特になく、年金の収入と生活費でトントンの生活の方
イ. 預貯金、株式、土地などがあり、お金の管理だけでなく不動産の管理も必要な方

生活するには買物に使う現金の引出しや支払いがあります。

土地の草刈り、貸地の地代受取り、貸家の大家としてのメンテナンス対応などもあります。

高齢の方で判断能力がある場合には、財産管理事務委任を受けることが可能。通帳等の管理を第三者として行うため、詐欺等のトラブルから守ることも可能です。

近い将来に備えて任意後見契約と見守り契約で支援することもできます。



(行政書士 & ファイナンシャル
プランナー山崎真一郎)

司法書士法人たなか事務所

【瑞浪事務所】 〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

【多治見事務所】 〒507-0038 岐阜県多治見市白山町三丁目13番地の1

TEL 0572-26-7711 FAX 0572-26-8545

